

賃金の底上げを!

ほんまもんの

公契約条例で

2015年11月に京都市は「公契約基本条例」を制定。しかし、その中身は賃金下限額の定めがなく、公共事業で働く人の最低限の賃金を確保するものではありません。私たちは賃金条項を持つ「公契約条例」への改善を求めています。

2023年8月に「公契約実態調査委員会」が実施した入札・落札業者へのアンケート調査で事業者211人、労働者244人から回答を得ました。



アンケート調査で判明!

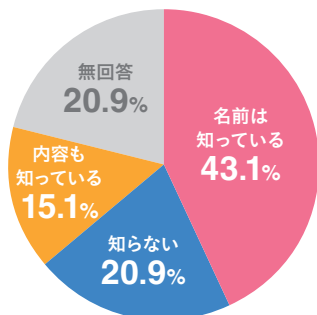
「公契約実態調査委員会」調べ
(2023年8月実施)

問題1

知られていない 「京都市公契約基本条例」

「名前は知っている」と「知らない」を合わせると135社(64.0%)で、多数の業者が条例の中身を理解した上で、京都市の仕事をしているとは言えない結果でした。「内容も知っている」は、なんと15.1%しかいない状況。内容認知がこれだけ低いということは、理念型条例が如何に効果を発揮しないものなのかわかります。

京都市は公契約基本条例を制定していることをご存じですか?



公契約条例とは

自治体が発注する公共事業・業務委託等に従事する従事者の賃金・報酬下限額を設定し、自治体・受注者の責任等を契約事項に加えることを定めた条例。ILO(国際労働機関)第94号条約に基づいています。

公契約条例を制定することで、労働者の賃金や労働条件の適正化だけでなく、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化といった効果も期待されます。

業務委託契約1年間ではコストと労力がかかる。
(清掃業の声)



基本給を上げてほしい。
今の給与では子育てができない。
(児童館厚生員の声)



問題2

「これ以下の賃金はダメ!」の しびりがない

賃金の下限条項は事業運営に支障が出るか?との問いに対して、最も多い回答は「支障は出ない」77社(36.5%)でした。30人未満の中小業者118社の回答でも、52社(44.1%)が「支障は出ない」と答えています。最低賃金以上を設けた賃金下限条項は、労働者の観点からも安心です。下請けに仕事が回っても、その効力は発揮され、労働者の賃金が下がりにくいです。

予定価格の下限で仕様書通りの作業をするには最低賃金を下回る。
(印刷業の声)



問題3

地元発注も事業者まかせ

「下請けの利用や他の企業への発注などの際に、同じ地域の業者に発注するなどの点を常に考慮していますか?」との問いに対して、133社(63.0%)が「考慮している」と回答。公契約基本条例を知らない事業者が多い点から見ても、条例を重視して地元発注しているとは考えにくく、自主的に市内業者に発注を考慮する努力がされている現状があります。

他府県業者を入札に参加させるのはどうか。小さい業者は入札に参加しても取れない。
(建設業の声)

(旧ツイッター)

発行責任



京都総評
(京都地方労働組合総評議会)

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都5階
TEL●075-801-2308 FAX●075-812-4149
E-mail●sohyo@labor.or.jp

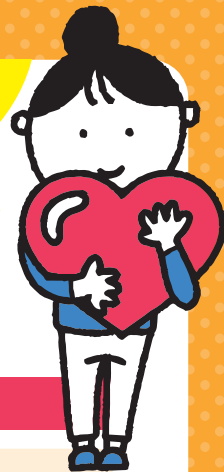


YouTube

京都総評



京都にふさわしい 公契約条例を



現場では

建設

現場で働くのは二・三次下請けの労働者。担い手不足解消へ、国が設計労務単価を直近10年で1.6倍まで上げたが、労働者の賃金は程遠い状況にある。

京都市立学校新築工事現場 現場調査(22年12月京建労実施)

職種	年齢	賃金日額	設計単価
土工	49	10,000円	20,100円
左官	58	13,000円	23,600円

公園清掃など

1年ごとの業務委託(物品) 契約期間では雇用が不安定で働く人が集まらない。品質や実績などが考慮されず、価格だけで業者が選ばれている。

印刷

現行の入札制度では、落札の最低価格が翌年の予定価格となるため低価格競争に歯止めがない。原材料費高騰も反映されず、倒産が急増する印刷産業を更に疲弊させている。

児童館など

(指定管理) こどもたち一人ひとりに寄り添う専門性が必要なのに、5~6年で運営団体が変わるかもしれない不安。京都市職員の最低賃金表に準拠の賃金では、とても専門性が担保されない。

現場からの提言

設計労務単価を基準とした「賃金下限額」(単価×90%等)を設定。下請けも含めすべての労働者に下限額以上の賃金支払いを義務付け、「設計労務単価引上げ」という国の処遇改善策を賃上げに確実に反映することが必要。

業務委託契約期間を3年以上にする。最低限の品質を保つため、人件費や材料費など事業を続けられる持続可能な価格設定が必要。

人件費を含めた必要な企業コストを反映した適正な予定価格の積算。また、製造請負での最低制限価格制度の導入が必要。

本来は指定管理制度ではなく、京都市が直接運営し、職員を雇用し、こどもの権利に責任をもつべきである。最低限、普通に暮らし働き続けられるだけの全市統一した賃金の保障が必要。

私たちがから京都市への「提言」

- 1 賃金下限条項を設け、適正な賃金水準のルールを。
- 2 契約先が変わっても、雇用が確保されるよう、「雇用の継続と労働条件の継承」を明記。
- 3 京都市内中小企業が受注機会増大につながるよう、条例に地元企業優先の明記。



民間で働く
あなたの
話です!



世田谷区の 賃金下限条項(2023年度)

	時給
大工	2,933円
交通誘導員B	1,647円
工事以外の契約*	1,230円
東京都最低賃金	1,113円

*業務委託、印刷、物品供給、指定管理協定